

# インターネット社会における リーガル・リテラシー

作成：2020年3月25日

更新：2020年3月31日

名古屋大学・明治学院大学名誉教授

加賀山 茂

## 目次

インターネット社会における リーガル・リテラシー .....	1
要約 .....	3
I はじめに .....	3
1. 法の目的 .....	3
2. 法に関する2つの対立した考え方（英米法と大陸法） .....	4
II 法律家に共通の思考方法 .....	5
3. インターネット社会とギリシャの直接民主制社会との類似性 .....	5
(1) 個人の発言権の復権 .....	5
(2) 個人の発言力を強化する方法と弁論の専門家の出現 .....	6
(3) 弁論術（レトリック）と対話法（弁証法）との対立と融合 .....	6
4. 法律家の思考方法としてのアイラック(IRAC) .....	7
(1) アイラック(IRAC)とは何か？ .....	7
(2) アイラック(IRAC)の適用範囲 .....	8
(3) 議論における反論の重要性 .....	10
(4) アイラック(IRAC)の原点としてのレトリックの現代的意味 .....	11
5. トゥールミンの議論の図式 .....	11
(1) 議論の困難さを克服する議論の図式化 .....	11
(2) トゥールミンの議論の図式のメリット .....	14
(3) 勝ち負けではない議論を生み出すための法的議論の図式 .....	14
6. 法律とそれを支える法原理との関係 .....	16
(1) 法は法を裁けるか？ .....	16
(2) ニュルンベルク法廷が提起した問題 .....	17
III 結論：法の新しい目的 .....	17
7. 勝ち負けで、紛争の解決ができるか？ .....	17
8. 両当事者が納得する方法での紛争の解決 .....	18

(1) 民事訴訟法第 267 条（和解調書の効力）の新しい解釈 .....	18
(2) テミスの天秤と会計学の天秤（バランスシート）との共通性 .....	19
(3) 当事者も専門家も納得する法理の発見とそれに基づく紛争の解決 .....	19
参考文献 .....	21

## 要約

法の目的は平和であり、その目的を実現する方法も、闘争ではなく、平和的な議論によるべきである。そのためには、従来の裁判に関する考え方である「勝ち負けによる解決」ではなく、当事者も専門家も納得する原理・原則を発見し、その原理・原則によって紛争を平和的に解決する必要がある。

それを実現するための法的思考方法が、ギリシャ時代のソフィストに始まり、アリストテレスによって体系化された弁論術をさらに発展させた「アイラック (IRAC)」という思考方法である。そして、その中で重要な位置を占めるのが、当事者間の議論であり、その議論を建設的に行うための技法が、トゥールミンの議論の図式である。

ただし、トゥールミンの議論の図式は、法廷における勝ち負けの議論を模範としているため、勝ち負けではなく、両当事者も専門家も納得するための法原理を発見するという観点から、改訂を加える必要がある。

そこで、筆者は、上記の目的を達成するために、トゥールミンの議論の図式を改訂して、「法的議論の図式」を作成し、それをアイラック (IRAC) の中で活用すべきことを提案している。

市民がこのような法的思考方法を身につけ、当事者も専門家も納得できる解決方法を発見するようになれば、恒久的な世界平和も夢ではなくなると思われる。

## I はじめに

### 1. 法の目的

法の目的は、紛争を未然に、または、事後的に解決することであるが、その解決の方法は、平和的で適正な手続きに従うことが必要であるとともに、その結果は、正義を実現するものでなければならない。

もっとも、イエーリング (Rudolf v. Jhering) は、その著書である『権利のための闘争 (Der Kampf ums Recht)』(1872)において、「法の目標は**平和**であり、これに達する手段は**闘争**である。」と述べており、それに続く、以下のような記述は、確かに、説得力を持っている。

「世界中のいっさいの法は闘いとられたものであり、すべての重要な法規はまず、これを否定する者の手から奪い取られなければならなかった。法はたんなる思想ではなくて、生きた力である。

だから、正義の女神は、一方の手には権利をはかるはかりをもち、他方の手には権利を主張するための剣を握っているのである。はかりのない剣は裸の暴力であり、剣のないはかりは法の無力を意味する。

はかりと剣は相互依存し、正義の女神の剣をふるう力と、そのはかりをあつかう技とが均衡するところにのみ、完全な法律状態が存在する。」



Photo 1

Statue of Themis  
(goddess of justice)

しかし、武力による「闘争」によって、真の平和がもたらされる保証はない。なぜなら、武力による解決は、結局、当事者の納得を得られないため、闘争の繰り返しになる危険性が高いからである。そうであれば、「法の目標は平和であり、これに達する手段も、闘争ではなく、平和的な論争である」というように、法の手段も平和でありたいものだというのが、筆者の考え方である。

## 2. 法に関する2つの対立した考え方（英米法と大陸法）

法に対する考え方については、具体的な事例について裁判所が下した判決の積み重ねとしての判例を重視する判例法（イギリス連邦、アメリカ合衆国が中心となっており、英米法ともいわれている）と立法機関が制定した法律を重視し、判決はあくまで、その法律を具体的な事件に適用した結果に過ぎないと考える大陸法（フランス、ドイツなどのヨーロッパ大陸、日本などのアジア諸国）に分かれている。

先進的な国の法を受け継ぐ場合に、膨大な判例を受け継ぐのは困難であるため、世界の国々の数からいうと、判例法よりも、大陸法が圧倒的に多い。しかし、経済的な優位にあるアメリカ合衆国の影響力はさすがに大きく、アメリカのロー・スクールによって養成されている法曹集団は、議論にも強く、世界的にも強力な影響力を有している。



Photo 2 Lecture on Torts in USA  
with Socratic method, 2000.

アメリカ合衆国の各州におけるロー・スクールにおいては、ほとんどすべての講義がソクラティック・メソッドと呼ばれる対話法を使って行われている。

その理由は、アメリカ合衆国の各州の法律家は、判例法を発展させていく過程を通じて、法的紛争を解決するには、すぐに歩み寄って中間点で妥協するという方法ではなく、反対理由をすべてあげて行う、激しく争われる議論が必要不可欠であり、それによってのみ問題を合理

的な解決方法を発見できることを理解しているからである。

これに対して大陸法国においては、法律の権威とその解釈に重要性が置かれており、当事者間の議論を通じて解決策が見いだされるのではなく、裁判官が法律の規定に基づいた正しい解釈をすれば、適切な解決を導くことができると信じられており、当事者間の議論を重視する判例法国と、法律の解釈によって問題を解決しようとする大陸法国との見解は、大きく異なっている。

しかし、大陸法国で教育を受けた筆者であっても、実際にアメリカのロー・スクールの現地見学をしたり、アメリカの法律家の思考方法の基礎となっているギリシャ古典を学んだりしてみると、大陸法国に属する国々においても、裁判官による制定法の解釈によって紛争を解決するという考え方だけではなく、当事者である原告と被告との間の議論を重視するアメリカの法曹の思考法から多くを学ぶべきであるということが理解できるようになる。

そこで、以下では、アメリカのロー・スクールで行われている法教育の方法としてのソクラティック・メソッドとかアイラック（IRAC）と呼ばれている法律家の思考方法、その根底にあるレトリック（弁論術）の考え方について概観しておくことにする。

## II 法律家に共通の思考方法

### 3. インターネット社会とギリシャの直接民主制社会との類似性

時代が中世から近世に移り変わる際（14世紀～16世紀）に、ギリシャ文明に立ち返るといふルネサンス運動が湧き起こった。社会がアナログ社会からデジタルのインターネット時代へと移り変わる現代においても、政治や法を含めて原点としてのギリシャ文明に立ち返る新しいルネサンスのシステムが必要ではないだろうか。

インターネットによって、個人の発言力が、ギリシャの直接民主制と同様に強力な政治力を持ち始めている。その意味で、21世紀のインターネット時代は第2期ルネサンス期であるということができると、筆者は考えている。

#### (1) 個人の発言権の復権

ギリシャの直接民主制では、一般市民は個人の見解に責任を持つ必要がありました。これに対して、近代以降は、代議政治が主流となり、政治は、代議員を通じて行われるようになり、一般市民が直接に政治の場に登場することはなくなってしまった。

しかし、現代のインターネット社会では、代議制とは別に、個人個人が SNS を通じて、直接に政治や世論を動かすことが可能となってきており、ギリシャの直接民主制の時代と同様に、個人の発言が重大な責任を帯びようになっている[野内良三・レトリック入門（2002）5-6頁]。

つまり、ギリシャの直接民主制において、個人が、政治の場（民会）においても、法廷に

においても、その発言に重大な責任を負っていたのと同様に、インターネット社会においては、個人の発言が、立法、行政、司法に直接に影響を与えることが可能となっている。

## (2) 個人の発言力を強化する方法と弁論の専門家の出現

ギリシャ時代においては、直接民主制に代表されるように、民会や法廷において個人の発言が説得力を持って受け入れられるための弁論術の価値が高く評価され、その専門家として、ソフィストたちが、高額な収入を得ていた[香西・論争と詭弁 (1999) 178-178 頁]。

このことは、現代において、ツイッターのフォロワーが多い人たちとか、弁護士が高い収入を得ているのと、同様である。

## (3) 弁論術（レトリック）と対話法（弁証法）との対立と融合

弁論術（レトリック）は、アリストテレスによって体系化された弁論術（Art of Rhetoric）である。ソクラテスとプラトンは、これに対して対話法（弁証法: dialectics）を採用していた（[アリストテレス・弁論術（1968）3 頁]）。



Photo 3

Plato(left): the idealist,  
Aristotle(right): the realist.

両者の違いは、ソクラテスやプラトンが、人生の目標を真実の追求においており、その目的をするためには、誤りを徹底的に排除する必要がある、対話法がその目的に最も適していると考えていたのに対して、アリストテレスは、理想論よりも現実路線を採用したからである。

アリストテレスは、真実が大切であることを認めつつも、真実かどうかを確かめることは、神ならぬ人間には遠く及ばないことを自覚し、人生を送る上では、「真実かどうか」よりも、「人々が納得するかどうか」、「合意するかどうか」の方が重要だと考えていた。

つまり、ソクラテス、プラトンが推奨する対話法（弁証法）が、「真実を究明する方法」であるのに対して、アリストテレスが推奨する修辞学（弁論術）は、「人々を納得させる方法」である。

プラトンの理想主義の考え方は、民主主義の多数決の原則とは、そもそも相容れない。真理が多数決によって決定的ないことは、歴史の証明するところだからである。多数決は、人々の納得を採求する現実主義においてのみ採用が可能な制度である。

なお、納得を得る方法として、全員一致よりも、多数決の方が現実的である。その理由は、全員一致は、一見したところ、理想的なように思われるかもしれないが、実は、一人でも反対すると（反対派が一人を買収することはたやすい）何も決めることができず、団体が機能不全に陥りやすいからである。

さらに、多数決の手続において、可否が同数になった場合に、議長の決するところによるという原則がある（日本国憲法第 56 条 2 項）。この考え方も、プラトンの真理探究とは無関係である。

この考え方は、どちらも同程度の説得力を有する弁論を想定した場合に、権威のある第三者に決定させるという考え方である。つまり、この方法は、弁論主体の人格・権威、相手方の感情、および、論理による説得を探究するアリストテレスの弁論術の立場からすれば、是認できる方法ということになる。

アリストテレスが体系化した弁論術には、上記のように、弁論主体の人格・権威による説得、弁論の相手方の感情に訴える説得、論理による説得の三つがあるが、最後の論理による説得で重要な役割を果たす配列法が、これから詳しく論じるアイラック(IRAC)の起源である。

この配列法は、直接民主制を採用していた古代ギリシャにおいては、非常に重要で、市民が民会において人々を説得する場合においても、法廷で裁判官を説得する場合にも、自分の思ったことを思いつくままにしゃべったのでは、誰も耳を傾けてくれないことが明らかである。そこで、弁論の配列を明らかにして、弁論術の創始者と言われたのが、ソフィストのコラクスとその弟子のティシアスであるといわれている ([アリストテレス・弁論術 (1968) 296, 322 頁])。

プラトンによってソクラテスの論敵として紹介されるゴルギアスは、ティシアスの弟子である。プラトンとは異なり、アリストテレスは、ソクラテスとプラトンの論敵であるゴルギアス、その師匠のティシアス、さらにその師匠のコラクスが生み出した弁論術を受け入れて、弁論術を体系化することに成功した。

アリストテレスの弁論術は、現実路線を採用しており、真理の探究よりも、ソフィストたちと同様に、人々を納得させる説得の方法を優先させている。しかも、その弁論術の中に、ソクラテスとプラトンによって洗練された対話法を組み込んで、弁論術を体系化した点に大きな特色を有している。

このようなアリストテレスの弁論術のうちの論理的な説得方法に特化して、それをさらに洗練したのが、アメリカのロー・スクールで採用されている法律家の思考方法としてのアイラック(IRAC)である。

## 4. 法律家の思考方法としてのアイラック(IRAC)

### (1) アイラック(IRAC)とは何か？

アメリカ合衆国では、法的推論とは、アイラック (IRAC) と呼ばれる法律家の思考方法、すなわち、法律問題の解決を、 Issue (争点), Rules (ルール), Application (適用) /Argument (議論), Conclusion (結論) という順序で行う思考方法であることが明らかにされており、わが国でも、そのように考えられている。

ここでいう、法律家の思考方法としてのアイラック (IRAC) とは、以下に示すような、法律家の一連の思考プロセスである [加賀山・学習法入門 (2007) 33-47 頁]。

アイラック(IRAC)とは何か?		
I	Issue	争点と事実の発見
R	Rules	事実に適用すべきルールが発見
A	Application	発見された事実へのルールの適用
	Argument	原告と被告との議論
C	Conclusion	議論に基づく結論

1. **争点 (Issue)** : そこで争われているのは何か...たとえば, 殺人か, 過失致死か, 業務上過失致死か。
2. **ルール (Rules)** : そこで争われている事実に適用される法律は何か...たとえば, 刑法 199 条 (殺人) か, 刑法 210 条 (過失致死) か, それとも, 刑法 211 条 (業務上過失致死) か。
3. **適用 (Application)** : その事件に法律を適用するとどのような結果が導き出されるのか...たとえば, 死刑を含む 3 年以上の懲役刑が課せられる殺人 (刑法 199 条) か, 50 万円以下の罰金にしか処せられない過失致死 (刑法 210 条) か, それとも, 5 年以下の懲役・禁固または 50 万円以下の罰金に処せられる業務上過失致死 (刑法 211 条) か。
4. **議論 (Argument)** : その事件を別の観点から見た場合に他のルールを適用できないかを議論する。
  - 上記のいずれに当たる場合でも, 刑法 36 条 (正当防衛), 刑法 37 条 (緊急避難), 刑法 39 条 (心神喪失等), 刑法 66 条 (酌量減輕) 等の犯罪の不成立, 刑の減免があるかどうか議論されることになる。
5. **結論 (Conclusion)** : 上記の議論を踏まえた上で, 妥当な解決策を提示する...たとえば, 殺意はあったが, 正当防衛が成立するなど。

以上のような, 法律家の思考方法であるアイラック (IRAC) は, レトリックのうち, 法律に特化されたものであるから, 一般市民がレトリックをマスターすれば, 法律家との議論は, 法的な推論においては, スムーズにかみ合うことになることが期待できる。

## (2) アイラック(IRAC)の適用範囲

レトリックの強みは, 法律に限らず, すべての分野における議論のあり方に及んでいるという点にある。レトリックには, これまで述べた法廷弁論以外にも, 将来の問題について利害得失の観点から政策を論じる立法技術 (審議弁論) や, 現在の問題について, 徳のある行為を賞賛し, 不徳を非難するスピーチの技術 (演示弁論) という 3 部門を有している (詳細は, [浅野・論証のレトリック (1996) 64-65 頁の折り込み図]参照)。

しかも, レトリックには, 説得と議論の分野 (ピステイス) と並んで, 先に述べたアイラ



ック (IRAC) のような配列法 (タクシス) があり, その他にも, 修辭法 (レクシス) という分野が存在する。ここでは, 「花」といって, 花の中の「桜」だけに縮小・限定したり (縮小解釈: 「花見」がその例), 「花」といって, 花以外の「風流なもの」全体に拡大したり (拡大解釈: 「花より団子」がその例), 「花」といって, 植物や動物の範疇を超えた「気高さ」という概念を類推したりする (類推解釈: 「彼女は高嶺の花だ」) など, 法律学の醍醐味とされる, 「縮小解釈」, 「拡大解釈」, 「類推解釈」というような法解釈学の考え方の基礎がしっかりと分析・解明されている (詳細は, [野内良三・レトリック入門 (2002) 54-125 頁]参照)。

そればかりでなく, レトリックは, 説得のあり方についても, 説得の技術に関する 3 部門 (審議弁論, 法廷弁論, 演示弁論) のように, ロゴス (論理) に訴えるものだけでなく, 説得する側のエートス (品格) に訴えるもの, 相手方のパトス (感情) に訴えるものというように, 議論と説得に関するあらゆる技術を包含している ([浅野・論証のレトリック (1996) 68-69 頁, 120-132 頁])。したがって, 現代において, 説得力が求められるあらゆる場面においてレトリックの技術を使えば, その力強さが増すことになることも疑いがない。

たとえば, あなた方が, 学校とか, 会社とかで, そのたさまざまな場所でプレゼンテーションをする際にも, レトリックのうちの配置法 (法律学における IRAC に該当する) を利用することが有効である。意欲だけが先走って, いいたいことを思いつくままに並べ立てても, 聞き手を説得することはできない。言いたいことを, 以下のような順序に従い, 予想される反論にも配慮して話した方が, 聞き手にとってわかりやすく, 納得の得られる方法であることは明らかであろう。

1. 問題提起 (争点) ...論じようとしている問題は何か。どのような点が会社の利害, 行動基準, 社会的評価に関わっているのか (争点) を明らかにする。
2. 適用すべき原理・原則・基準 (ルール) ...問題を解決するには, どのような原理・原則, もしくは, ルール (基準), または, 仮説によって解決すべきなのか, 一般的な基準で十分か, その事案の解決に最も適した他の合理的な判断基準があるのかを提示する。
3. 結果の功罪の検討 (議論) ...それぞれの基準を適用した場合のメリット・デメリットは何かを, 立場を変えて議論する。
4. 結論...以上の議論を踏まえて総合的な判断をすると, どのような考え方を選択するのがよいか, 結論を示す。

このようなプレゼンテーションの順序に関する法則 (配列法) が発見されるまでに, 人類は何千年もの間, 試行錯誤を続けてきた。今から考えれば, 後知恵で, 議論の順序などたいした工夫ではないと思われるかもしれない。しかし, この配列法が発見された当時は, この配列法 (1.序論, 2.本論 (論証と議論), 3.結論) を教えるだけで莫大な収入が得られるほどに価値の高いものであった。

頭に浮かんだことをそのまま喋り散らしていた人々の中であって, コラクス, および, その弟子ティシアスは, 話を明晰にするためにそれを「構成」することを思いついたのである。

この程度の簡単な技術であっても、それは普段の言語使用から自然に生み出されるものではなく、技術として定式化されるためには一人の「天才」が必要だった。その意味で、彼らは確かに、高額報酬にふさわしい技術をもっていたと云っていい[香西・論争と詭弁(1999) 178-178頁]。

これらのソフィストたちが開拓した知見をレトリック(弁論修辞術)の一部に組み込んで理論的に集大成したのが、アリストテレスにほかならない(弁論術の職業的教師としてのソフィストの功績については、[田中・ソフィスト(1976)], [ロメイエ＝デルベ『ソフィスト列伝』(2003)], [納富・ソフィストとは誰か(2006)]参照)。

このように考えると、レトリックは、素人や専門家を問わず、意見の異なる人々が説得を通じて合意形成に至るための平和的な解決方法として、人類が獲得した無形の世界遺産であり、現代社会においても、その有用性は大きいといわなければならない。

逆から言えば、法律をきちんと学習するならば、そのことを通じて、その基礎となっているレトリックを同時に学ぶことができるということになる。法教育が、すべての市民に必要な理由は、この点に求められる。

### (3) 議論における反論の重要性

大前提(公理とか争いのない原理)から出発して結論を導き出す三段論法の場合には、結論としての主張の正当性はすでに確保されているため、反駁(Rebuttal)は不要である。

しかし、大前提となるべき公理とか原理が不明な場合の主張を吟味する議論においては、その議論の妥当性を保証するためには、反駁(Rebuttal)が必要となる。

そのことは、「汝自身を知れ」という命題に対して、「他人を知る」ことを通じて得られる比較によって「自分自身を知る」ことに近づけるのと同じである。

なぜなら、議論における主張を根拠づける論拠に対して、反駁を試みることにより、論拠と反駁とが比較対照され、論拠の正当性が吟味され、そのことを通じて、議論の健全性が保障されるからである。

それだけではない。議論する当事者が双方ともに納得するためには、両者が合理的であると認める共通の裏付けの存在が必要であり、そのような裏付けは、論拠と反駁とを導くことができる、本文とただし書の組み合わせによる原理を発見することができることが多いことが経験上知られている。

大前提である原理から出発して、具体的な事例にその原理を適用して結論を導く推論は、演繹(Deduction)と呼ばれているが、具体的な事例を議論することを通じて両者が納得する結論を導く過程で、その前提となる原理を発見する推論は、アブダクション(Abduction)と呼ばれている。アブダクションは、発見の推論ともいわれているが、このアブダクションを実現するために有効なのが、主張を根拠づける論拠とそれに対して行われる反駁との組み合わせなのである。つまり、議論する当事者双方が納得するための原理を導くためには、論拠と反駁との綿密な比較検討が不可欠なのである。

#### (4) アイラック(IRAC)の原点としてのレトリックの現代的意味

情報化社会、特に、インターネット社会においては、第1に、以下のように、詐欺的な商法から身を守るためにも、第2に、異なる意見の人々の間で合意を得るためにも、第3に、不当な言いがかりに反論し、不正をとがめるためにも、正しいレトリックの技術を身につけることが必要となっている[ルブール・レトリック (2000) 155頁]。

第1に、「正当な」レトリックまたは「うさんくさい」レトリック（詭弁）を駆使して、ホームページやメールを介して広告宣伝を行う企業に対して、その戦略に安易に乗せられないためにも、「説得と議論の技術」としてのレトリックを理解しておく必要がある。

特に、レトリックを悪用して詐欺的な商法を行う企業から消費者である個人が財産を守るためには、レトリックの効用と危険性の両面を理解しておく必要がある。これは、「護身のためのレトリック」である（この点については、[香西・レトリックと詭弁 (2010) ]参照）。

第2に、インターネット社会で自分の考えることを発信し、他人の賛同を得たいと思うのであれば、自分の考えを他人にわかりやすく、しかも、説得的に述べる方法としてレトリックをマスターする必要がある。これは、「合意形成のためのレトリック」である（この点については、[ペレルマン・法律家の論理 (1986) 316頁]参照）。

第3に、他人からいわれのない攻撃にあったり、他人の不正を非難したりする場合にも、力が入りすぎて議論が炎上したり、誹謗中傷となって自滅したりしないためにも、正しい攻撃の仕方としてのレトリックを習得する必要がある。これは、「告発のためのレトリック」である（この点については、[岩田議論のルールブック (2007) ]参照）。

レトリックのこのような①護身、②合意、③告発の機能は、従来は、剣や銃等の武器によって実現される傾向にあった。

しかし、その結果は、暴力沙汰から戦争に至るまで、悲惨な結末しか生じないことが経験上明らかである。自由と平和を希求する現代社会においては、問題を解決する手段として、「言論による説得の技術」の総称としてのレトリックが、剣や銃に取って代わるべきだと、私は考えている。

### 5. トゥールミンの議論の図式

#### (1) 議論の困難さを克服する議論の図式化

トゥールミンの議論の図式の原型は、レトリックの基本である三段論法を図式化したものである。ここにおいては、議論をするには、最初にデータ（Data：**根拠**）を示して、自分の言いたいこと（Claim：**主張**）を言うべきであることが示されている。また、その際に、相手方が一応なりとも納得できるような理由（Warrant：推論保証＝**論拠**）を示してから議論をはじめべきであることも示されている[トゥールミン・議論の技法 (2011) 147頁]。

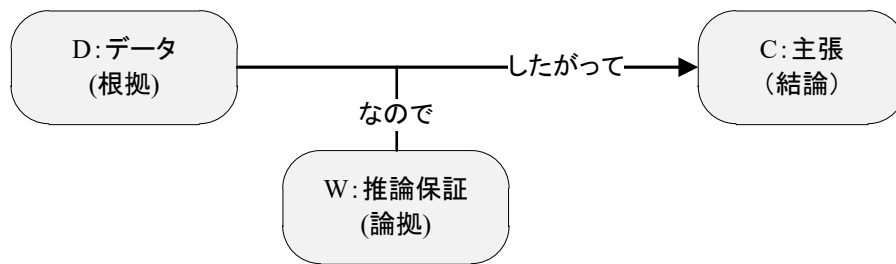


図1 トゥールミンの議論の図式（原型）  
Data：データ（根拠），Warrant：推論保証（論拠），Claim：主張（結論）

上記の図（トゥールミンの議論の図式の原型）は、このままだと、従来の三段論法と代わり映えがない。なぜなら、以下のような三段論法と対比してみると分かる。

**大前提：**人間はすべて死ぬ。

**小前提：**ソクラテスは人間である。

**結論：**ソクラテスは死ぬ。

トゥールミン・モデルでは、まず、小前提にあたる事実D：根拠（小前提：ソクラテスは人間である）から、C：主張（結論：ソクラテスは死ぬ）が述べられる。理由を聞かれた場合に、W：論拠（大前提：人間はすべて死ぬ）という理由を述べることになる。

日常生活でも、「D：データ」したがって「C：主張」という言い方、すなわち、「ソクラテスは人間、なので、死ぬ」とか、「我考える、故に、我あり」という、「W：論拠」を省略した言い方（三段論法的には誤り）が抵抗なく受け入れられている。

上記の場合に、強いて理由を聞かれると、「人間は誰でも死ぬものだから」とか「考えるものは存在しているから」という「W：論拠」が付け加えられることになる。

ところで、論理学の世界では有用な三段論法であるが、現実社会では使いものにならないという大きな問題点を抱えている（机上の空論）。なぜなら、日常生活の中で大前提となるような法則といえば、「人間は死ぬ」、「権力は腐敗しやすい」くらいのものであって、それ以外に、日常生活で使えるような大前提を発見することはほとんどないからである。

これに対して、トゥールミンの議論の図式の場合は、その原型に「主張（Claim）」の様相を限定する「十中八九」とか「おそらく」という「様相限定詞（Qualifier）」を付け加え、さらに、「反論（Rebuttal）」を付け加えることによって、日常生活にも通用し、議論を分析する強力な道具とすることができる[トゥールミン・議論の技法（2011）153頁]。

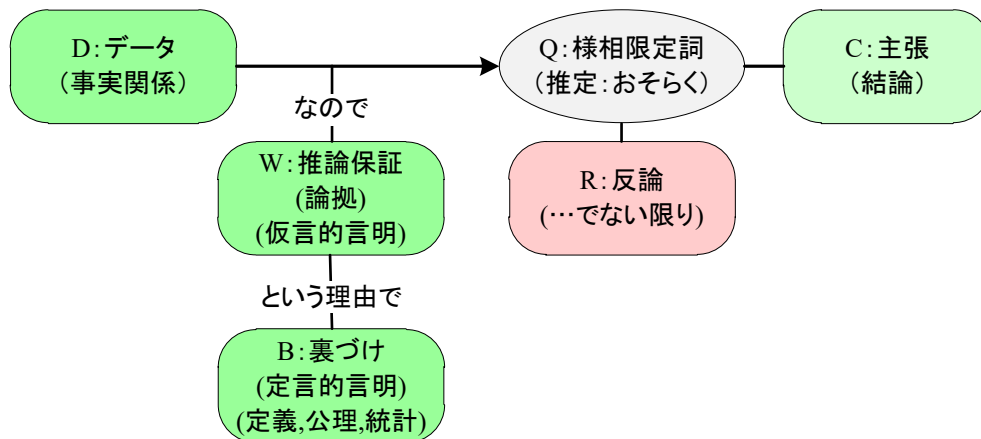


図2 トゥールミンの議論の図式の完成

Data: データ (根拠), Warrant: 推論保証 (論拠), Claim: 主張 (結論)  
Qualifier: 様相限定詞, Backing: 裏づけ, Rebuttal: 反論

なぜなら、トゥールミンの議論の図式によれば、必ずしも従来の論理学や法律を根拠とせずに、「常識」を論拠としても、説得的な議論を展開することを可能するばかりでなく、あらゆる議論のプロセスを図の中に正確に位置づけることができるからである。

上記のトゥールミンの議論の図式における「D: データ (根拠)」と「W: 論拠」の区別は、事実問題と法律問題と考えるとわかりやすいと思われる。

トゥールミンの議論の図式の中で困難さが生じているのは、「W: 推論保証 (論拠)」と「B: 裏づけ」との区別が一見したところではわかりにくい点であろう。トゥールミン自身の記述 [トゥールミン・議論の技法 (2011) 154 頁]によれば、「W: 論拠」は反駁可能な「仮言的言明 (A ならば B である)」とされている。したがって、要件と効果で書かれた法律の条文も「W: 論拠」に含まれることになる。これに対して、「B: 裏づけ」は「定言的事実命題 (A である)」とされているので、反駁を予定していない定義や公理がこれに含まれることになる。

もっとも、この点については議論があり、見解が分かれている ([嶋崎「立証の構造とトゥールミンの議論の図式」(1986) 471 頁], [亀本・法的思考 (2006) 235 頁])。

わが国の有力な見解によれば、法的議論の場合には、「W: 論拠」は法規範であり、「B: 裏づけ」は条文であるとされている ([高橋「三段論法から対話的デフォルト論理へ」(2009) 28 頁, [高橋「法的三段論法を超える法的推論モデル」(2009) 149-152 頁] 参照)。

しかし、先にも述べたように、筆者は、法律の個々の「条文」は例外を有し、反論を許すものなのだから、[トゥールミン・議論の技法 (2011) 154 頁] に従って、個々の条文は「B: 裏づけ」ではなくて「W: 論拠」に過ぎないと考えている。そして、「B: 裏づけ」は、立法趣旨等から明らかになる条文を支えている原理・原則であり、個々の条文とは性質の異なる

強行規定としての一般条項（信義則，公序良俗，公共の福祉等）なども，主張する側と反論する側とがともに従うべき言明であるという点で，「B：裏づけ」に含まれると解するのが妥当であると考えている。

## **(2) トゥールミンの議論の図式のメリット**

トゥールミンの議論の図式の特色は，先にも述べたように，厳格な科学知識とはいえない「常識」を論拠としても，説得的な議論を展開することを可能することができる点にある。そればかりでなく，あらゆる議論のプロセスをこの図の中に正確に位置づけることができる点が重要である。このため，トゥールミンの議論の図式を活用すれば，議論の全体像が明らかとなり，議論が拡散したり，横道にそれたりすることを防ぐことができるようになると思われる。

トゥールミンの議論の図式を活用すると，議論を建設的なものとするための「議論のルール」を作成することが容易となる。この点については，「議論のルール 20 箇条」[福澤一吉・議論のルール（2010）205－209 頁]が大いに参考になる。

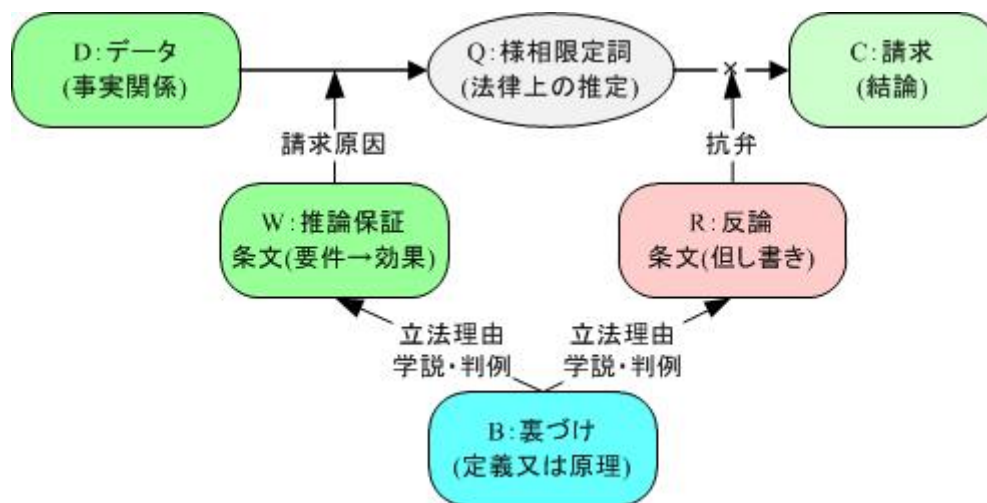
トゥールミンの議論の図式には，上記のようなわかりにくさがあるとはいえ，トゥールミンの議論の図式の特色は，必ずしも従来の論理学や法律を根拠とせずに，「常識」や「ことわざ」を論拠としても，説得的な議論を展開することを可能するばかりでなく，さらに，あらゆる議論のプロセスを図の中に正確に位置づけることができる点にある。

このため，トゥールミンの議論の図式を活用すれば，議論の全体像が明らかとなり，議論が拡散したり，横道にそれたりすることを防ぐことができるようになる。

この点が，トゥールミンの議論の図式の実践的な利点となっている（[法教育研究会・法教育の普及・発展を目指して（2004）]は，わが国で最初の法教育の教材例を示したものであるが，トゥールミンの議論の図式が利用されていないのが惜まれる）。

## **(3) 勝ち負けではない議論を生み出すための法的議論の図式**

以上の観点，および，新しい要件事実論（[加賀山・新しい要件事実論の必要性（2010）23-49 頁]，[加賀山・新しい要件事実論の構築（2012）]）をも考慮して，トゥールミンの議論の図式を筆者の専門である民事の議論に特化した図式を示すと以下ようになる。



\* 図3 トウールミンの議論の図式の特特殊化 (法的議論のモデル図式)

アイラック (IRAC) の考え方によってトウールミンの議論の図式を特殊化したもの「裏づけ」が「反論」をも支えており、合意形成に資するように、原型が修正されている。

上記の図は、トウールミンの議論の図式を基礎としつつも、トウールミンの議論の図式が曖昧とされてきた、W：推論保証（論拠）と B：裏づけとを明確に区別し、かつ、B：は、R：反論の裏づけとしても有用なものであることを示すために、筆者が変更を加えて完成させた、法的議論のための図式である。

筆者が、トウールミンの議論の図式を変更したのは、紛争の解決が、当事者にとっても、専門家にとっても、また、世論にとっても納得がいく場合、すなわち、理想的な紛争解決になっているという場合というのは、当事者双方の主張と反論とが共通の裏づけによって等しく理由づけられている場合であることを考慮したためである。

法教育で重要なことは、具体的な事実 (D) を憲法または法律の条文 (W) に則って解決するという道筋を理解することであるが、その際に、同じ事実から反対の結論を導くルール (R) が存在することを認識することが重要である。

健全な常識には、常に反論が用意されている。たとえば、「善は急げ」と「急がば回れ」とが対立しており、「渡る世間に鬼はなし」と「人を見たら泥棒と思え」とが対立している。そればかりか、一文自体が矛盾しているものも多数存在する。たとえば、「負けるが勝ち」、「損して得取れ」、「毒をもって毒を制す」、「敵の敵は味方」などがその例である。

これに対して、法律の条文は、今なお、重複する条文や、相互に対立・矛盾する条文を抱えているとはいえ、詳しい前提条件を付加ことによって、このような対立・矛盾を極限まで押さえ込んでいる。

上記のようなトウールミンの議論の図式の特特殊化が可能であるのは、法が閉じられた体系を志向し、これにある程度成功しているからである。

法的議論については、それを駆使できる法律家の能力は、「専門的な法律知識および法的な推論の能力」である。このうちの推論能力は、レトリックの考え方を法的思考に適合するように特化し、洗練されたものに過ぎない。また、トゥールミンの議論の図式は、法廷弁論を念頭に置いて、法律の議論だけでなく、ありとあらゆる議論のプロセスをデータ、論拠、裏づけ、様相限定詞、反論、主張という6つの要素を使って図式化できるように一般化されたものである[トゥールミン・議論の技法(2011)10, 15, 59, 142頁]。

したがって、具体例を使って法的知識を伝達するに際して、トゥールミンの議論の図式の分かり易さを生かしつつ、アイラック(IRAC)に適合するように、トゥールミンの議論の図式を法律家向けに洗練させることによって、法教育の教育効果を一気に向上させることが可能となる。

トゥールミンの議論の図式を基本としつつ、アイラック(IRAC)を踏まえて法律家のために特殊化することは、法教育を行うという観点だけでなく、専門家にとっても以下のように大きな意味を持つ。

1. トゥールミンの議論の図式を利用すると、それによって議論のプロセスと全体像が明確になるため、アイラック(IRAC)の利点が、当事者だけでなく、裁判官にとっても有益となる。
2. 裁判官にとっては、憲法上の要請から、論拠を必ず憲法と法律とに求めなければならないため、トゥールミンの議論の図式によって論拠と裏づけと反論とが、区別されつつ、どのように相互に関連しているかが明確になり、訴訟指揮に役立つ。
3. 当事者の主張の論拠と反論の論拠とが、共通の裏付けにあることが発見できた場合には、合意に至る蓋然性が高くなる。

## 6. 法律とそれを支える法原理との関係

### (1) 法は法を裁けるか？

社会秩序が平穏に保たれており、法が正義を実現している信頼されている場合には、正義と法との関係は緊張関係にはない。

したがって、そのような平和な時代には、法を所与のものとして、法を適切に解釈する学問、すなわち注釈学が発達し、法学と言え、法解釈学が中心的役割を果たすことになる。

しかし、社会秩序が混乱し、法が正義を実現するものであるという信頼関係が失われた場合には、注釈学もまた、信頼を失う。

ドイツにおいて、ナチスが民主主義の手續に従って、合法的に政権を奪取し、人権侵害を内容とする法律を次々に制定した事例がその典型例であろう。

法律を制御し、悪法を憲法違反として排除できるメタ法としてのワイマール憲法も、ナチスによって廃止に追い込まれたため、「悪法も法である」という命題を覆す手段が失われて



しまったのである。

## (2) ニュルンベルク法廷が提起した問題。

このような事態は、連合国によってナチス政権が打倒されたことによって終焉を迎えた。しかし、問題は、ナチスによる合法的に制定された法律によって多くの人権侵害が実施された事例について、ナチスの犯罪を罰することができるかどうかであった。

被疑者の人権を守るために、罪刑法定主義 ("Nulla poena sine lege: No punishment without law") という法の大原則がある。犯罪と疑われる行為がその時点の法に基づいて正当とされている場合に、その行為を罰することはできないという原則である。

ナチスの人権侵害の行為(残虐行為)の多くは、合法的に制定された法に基づいて行われていたため、これらの行為を罰することは困難だった。

ニュルンベルク裁判(1945年11月20日 - 1946年10月1日)は、これらの行為を戦争犯罪として、罰することを決定したのであるが、法に基づいて行われた行為を罰することができるのかどうかについては、今なお議論が続いている。

しかも、この裁判に関しては、その当時から、以下のような批判がなされていた(当時アメリカ連邦最高裁長官だったハーラン・フィスケ・ストーン判事(Harlan Fiske Stone)は、雑誌『フォーチュン』の記者とのインタビュー記事において、以下のように述べている。

ニュルンベルク裁判はコモン・ロー〔不文法〕、あるいは憲法の装いの下で罪人を裁いたのであり、これが私を考え込ませている。私たちはある命題を支持してしまったようだ。つまり、いかなる戦争においても、敗戦国の指導者は戦勝国によって処刑されねばならない、という命題である。

この裁判を正当化するためには、人権侵害の残虐行為を認めていたその当時の法律が無効であったというほかはなく、合法的な手続に基づいて制定された法律を無効とすることができるのは、憲法か、それがなければ、不文法としての「法の一般原則」を持ち出すほか方法はない。しかし、そのようなことが認められるだろうか。

この点について、精緻な議論を行っているのが、カイク・ペレルマンである。その議論を詳しく知りたい人は、カイク・ペレルマン、江口 三角(訳)『法律家の論理—新しいレトリック』木鐸社(1986/07/10)、(2004/10)を読むことをお薦めしたい。

## Ⅲ 結論：法の新しい目的

### 7. 勝ち負けで、紛争の解決ができるか？

これまでの法律家は、紛争の最終的な決着は、公正な裁判を通じて、どちらの言い分が合

理的かを判断し、いずれか一方の当事者を勝たせ、他方の当事者を負けさせることによって実現できると考えてきた。

法の女神であるテミスが天秤と剣を持っていることになぞらえるならば、テミスは当事者の言い分を天秤にかけて測り、その言い分が、よりよく正義に基づいていると認めた当事者一方の言い分を認めて勝訴させ、他方当事者を敗訴させる。そして、もしも、他方当事者がその判断に従わない場合には、敗訴したその当事者に対して剣による強制を課す。このようにして、法的紛争を完全に解決することができると考えてきた。

しかし、当事者が納得しないまま、勝敗を決めてしまうと、勝った方は満足しても、負けた方には不満が残り、場合によっては恨みとなって、紛争が蒸し返されたり、執行が妨害されたりして、紛争の解決にならないことが多いように思われる。

## 8. 両当事者が納得する方法での紛争の解決

### (1) 民事訴訟法第 267 条（和解調書の効力）の新しい解釈

これまでの歴史を見ても、勝敗による紛争の解決は、典型的な戦争の例を見ても、最終的な解決とはならないことが明らかである。最終的な紛争の解決は、紛争当事者の双方が納得するかどうかにかかっている。

テミス像になぞらえていえば、テミスが左手で掲げている天秤が一方の当事者に傾いたからといって一方当事者の勝訴判決を下すのではなく、他方当事者の償い等の約束によって、天秤が平衡になったときに、「訴訟が裁判をするのに熟したとき」（民事訴訟法第 243 条 1 項）と判断して、当事者間の和解が成立し、紛争が解決したとして、その和解の内容を判決の内容とすべきなのである。

このことは、わが国の民事訴訟法第 267 条（和解調書等の効力）の条文の全く新しい解釈によって実現されることになるというのが、筆者の考えである。

#### 民事訴訟法 第 267 条（和解調書等の効力）

和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

民事訴訟法第 267 条に記載された、和解（和解調書の内容で両当事者が納得した場合）、請求の放棄（原告が完全敗訴を納得したのと同じ）、請求の認諾（被告が完全敗訴を納得したのと同じ）であって、理想的な紛争解決となっている。

民事訴訟法は、この規定を例外規定として扱い、条文の文言とは異なり、これらには、既判力を認めないというのが通説となっている。

しかし、和解、請求の放棄、請求の認諾こそが、民事訴訟の最も理想とする裁判終了原因であり、この調書を判決として認めるべきだというのが、筆者の考え方である。これ以外の

判決こそが、民事訴訟の例外だと考えるべきなのではないだろうか。

## (2) テミスの天秤と会計学の天秤（バランスシート）との共通性

テミスの天秤は、訴訟の開始時は、当事者の言い分を測る平衡を保っている。その後の訴訟の経過に応じて、天秤は、一方に傾いたり、他方に傾いたりするが、口頭弁論が終結され、当事者の和解、請求の放棄、認諾を通じて、例外的に判決によって、例えば、被告の損害賠償額が決定されて、それが被告の天秤に載せられると、天秤の傾きは、平衡を快復する。天秤が平衡を取り戻したときに、当事者も納得する紛争の解決が実現するのであって、天秤が傾いたままに判決を下したのでは、紛争は解決しないと考えるべきである。

ところで、天秤と言えば、会計学もそのシンボルとして天秤をイメージしている[渡邊・会計学の誕生（2017）122, 157頁]。資産と負債とのインバランスは、利益を負債に加えることによって、天秤の平衡状態が回復され、バランスシートが完成する。

紛争の解決のための裁判も、経営の指針となるバランスシートも、天秤の傾きを平衡に戻すための共通の作業だと考えるならば、法的紛争の解決は、両当事者が納得する解決、すなわち、訴訟外であれ、訴訟上であれ、和解によって実現すべきであることが明らかとなる。



Photo 4 A Balance  
at the Entrance of ICAEW

## (3) 当事者も専門家も納得する法理の発見とそれに基づく紛争の解決

これまで、法律家の思考方法とはどんなものなのかについて、その起源である、ソフィストの弁論術、および、アリストテレスによってその中にソクラテス、プラトンの対話法が組み込まれて完成したレトリックとその後のロー・スクールでの活用を通じて洗練されるに至ったアイラック（IRAC）について概観してきた。

その中で、最も重要なのが、議論の方法としてのトゥールミンの議論の図式であるが、その議論を通じて、単に法の知識を得るだけでなく、「法とは何か」、「法は法を裁けるか」、「法を学習する者が法をよりよくする努力をしているかどうか」を常に振り返って考えることができたように思われる。

ソクラテスは、「汝自身を知れ」という命題を重視した。法律を学習する人々は、法律家自身を含めて、「法律家自身を知れ」という命題を重視すべきであろう。

すでに確立して法律を忠実に解釈したり、適用したりするだけではなく、立法、行政、司法に携わる人々は、常に、関連する法が一般原則に反していないか、自分の行動が正義の実現に寄与しているかどうかを常に吟味すべきである。

特に、司法に携わる人々は、「自分自身の行動が正義の実現に寄与しているかどうか」を常に振り返る必要がある。

裁判官は、両当事者も、専門家をも納得させる裁判をしているかを常に振り返る必要がある。検察官は、自分の行動（特に捜査活動）が法に反していないか、冤罪を作り出していないかを常に振り返る必要がある。弁護士も、社会正義の実現に寄与しているかどうか、顧客の利益と自らの利益とが相反することになっていないかどうかを常に振り返る必要がある。

さらに、法学者は、常に先進的な論文を執筆するとともに、その内容が、従来の学説からも、恩師の学説からも、自分の過去の学説からも常に自由であるかどうかを振り返り、そこで得られた知見をわかりやすく開示して社会に貢献しているか、後継者を育てつつ、学問の発展に寄与しているかどうかを常に振り返る必要がある。

そのような振り返りを通じて、法とは、紛争を未然に防止したり、すでに生じた紛争を平和的な手段で平和的に解決するものであることを肝に銘じ、違法であったり、暴力的な方法で獲得した紛争解決は、最終的な平和を実現できないことを認識すべきである。

法の目的が平和であるのであれば、法の手段も平和的な手段を採用すべきであり、裁判の目的も、紛争の平和的な解決であるならば、その手段も、当事者の双方が納得する訴訟上の和解を判決に取り込むという方法を実現すべきだと思われる。

そのような地道な司法改革（当事者も専門家も納得する裁判の実現）が、世界平和の道へとつながっていくのだと、筆者は考えている。

## 参考文献

- [アイエンガー・選択の科学 (2010) ]  
シーナ・アイエンガー (櫻井祐子訳) 『選択の科学 (The Art of Choosing)』岩波書店 (2010/11/15)
- [浅野・論証のレトリック (1996) ]  
浅野樽英『論証のレトリックー古代ギリシャの言論の技術ー』講談社現代新書 (1996)
- [足立・議論の論理 (1984) ]  
足立幸男『議論の論理ー民主主義と議論』木鐸社 (1984)
- [アリストテレス・弁論術 (1968) ]  
アリストテレス(山本光雄訳)「弁論術」『アリストテレス全集 16』岩波書店(1968/12/10) 1-329 頁
- [アリストテレス・トピカ]  
アリストテレス (池田康夫訳) 『トピカ』京都大学学術出版会 (2007)
- [イエーリング (小林=広沢訳) 権利のための闘争 (1978) ]  
イエーリング (小林孝輔=広沢民生訳) 『権利のための闘争』日本評論社 (1978)
- [石井・フランス的思考 (2010) ]  
石井洋二郎『フランス的思考』中公新書 (2010/12/20)
- [井上・言語論理教育入門 (1989) ]  
井上尚美『言語論理教育入門ー国語科における思考ー』明治図書 (1989)
- [今村・問題発言 (2011) ]  
今村守之『問題発言』新潮新書 (2011/12/20)
- [岩田・議論のルールブック (2007) ]  
岩田宗之『議論のルールブック』新潮新書 (2007)
- [大村=土井・法教育のめざすもの (2009) ]  
大村敦志=土井真一『法教育のめざすものーその実践に向けてー』商事法務 (2009)
- [岡野・十七条憲法を読む (2003) ]  
岡野守也『聖徳太子「十七条憲法」を読むー日本の理想ー』大法輪閣 (2003)
- [改革審・意見書 (2001) ]  
司法制度改革審議会『意見書ー21世紀の日本を支える司法制度』(2001年6月12日)  
(和文) <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>  
(English) <http://www.kantei.go.jp/foreign/judiciary/2001/0612report.html>
- [加賀山・法創造教育 ((2004) ]  
加賀山茂「法教育改革としての法創造教育ー創設される法科大学院における法教育方法論ー」(名大法政論集 201号 (伊藤高義教授退官記念論文集) (2004) 691-744 頁)

- [加賀山・比較表を用いた創造教育（2004）]  
加賀山茂「比較表を用いた法創造教育について」人工知能学会誌 19 巻 5 号（2004）537-543 頁
- [加賀山・民法学習法（2007）]  
加賀山茂『現代民法 学習法入門』信山社（2007）
- [加賀山・新しい要件事実論の必要性（2010）]  
加賀山茂「新しい要件事実論の必要性とその構築について－要件事実論という名の官僚法学との戦い－」明治学院大学法科大学院ローレビュー第 13 号（2010 年 12 月）23-49 頁
- [加賀山・新しい要件事実論の構築（2012）]  
加賀山茂「司法研修所の要件事実論に代わる『新しい要件事実論』の構築のために」法学研究 85 巻 3 号（齋藤和夫教授退職記念号）（2012）
- [加賀山・法と経営学研究序説（2013）]  
加賀山茂「『法と経営学』研究序説」明治学院大学法科大学院ローレビュー 19 号（2013/12）1-11 頁
- [加賀山「法と経営の考え方」（2017）]  
加賀山茂「法と経営（Law & Management）の基本的な考え方」『法と経営研究』（創刊第 1 号）信山社（2017/12/25）1-20 頁
- [加賀山・求められる法教育（2018）]  
加賀山茂『求められる法教育とは何か－他者への貢献“Do for others”の視点から事務管理・不当利得・不法行為を考える－』信山社（2018/8/30）110 頁
- [亀本・法的思考（2006）]  
亀本洋『法的思考』有斐閣（2006）
- [川島・科学としての法律学（1964）]  
川島武宜『科学としての法律学』弘文堂（1964/5/20）
- [香西・反論の技術（1995）]  
香西秀信『反論の技術－その意義と訓練方法－』明治図書（1995）
- [香西・議論の技を学ぶ（1996）]  
香西秀信『議論の技を学ぶ論法集』明治図書（1996）
- [香西・修辭的思考（1998）]  
香西秀信『修辭的思考 論理でとらえきれぬもの』明治図書出版（1998）
- [香西・論争と詭弁（1999）]  
香西秀信『論争と「詭弁」－レトリックのための弁明－』丸善ライブラリー（1999）
- [香西：論よりも詭弁（2007）]  
香西秀信『論よりも詭弁－反論理的思考のすすめ』光文社新書（2007）
- [香西・レトリックと詭弁（2010）]

- 香西秀信『レトリックと詭弁 禁断の議論術講座』ちくま文庫（2010）
- [嶋崎「立証の構造とトゥールミン図式」（1986）]
- 嶋崎隆「立証の構造について：『トゥールミン図式』を中心に」一橋論叢第95巻3号（1986/03/01）467-475頁
- [高橋・三段論法から対話的デフォルト論理へ（2009）]
- 高橋文彦『『法論理』再考－三段論法から対話的なデフォルト論理へ』法学研究第82巻1号（2009/01/20）15-34頁
- [高橋・法的三段論法を超える法的推論モデル（2010）]
- 高橋文彦「要件事実と法論理学－法的三段論法を超える法的推論モデルについて－」伊藤滋夫編著『要件事実論と基礎法学』日本評論社（2010/07/25）135－161頁
- [田中・ソフィスト（1976）]
- 田中美知太郎『ソフィスト』講談社学術文庫（1976）
- [タマナハ・法の支配（2011）]
- ブライアン・Z・タマナハ（神戸大学大学院国際協力研究科四本ゼミ訳）『法の支配をめぐって』現代人文社（2011年12月）
- [トゥールミン・議論の技法（2011）]
- スティーヴン・トゥールミン（戸田山和久，福澤一吉訳）『議論の技法（The Uses of Argument(1958, 2003)） トゥールミンモデルの原点』東京図書（2011）
- [ロメイエ＝デルベ『ソフィスト列伝』（2003）]
- ジベール・ロメイエ＝デルベ(神崎繁=小野木芳伸訳)『ソフィスト列伝』白水社・文庫クセジュ（2003/06/10）
- [陶久・法的思考（2011）]
- 陶久利彦『法的思考のすすめ』〔第2版〕法律文化社（2011年4月）
- [戸田・教えるな（2011）]
- 戸田忠雄『教えるな！－できる子に育てる5つの極意』NHK出版新書（2011）
- [野内良三・レトリック入門（2002）]
- 野内良三『レトリック入門－修辞と論証－』世界思想社（2002）
- [野内・レトリックのすすめ（2007）]
- 野内良三『レトリックのすすめ』大修館書店（2007）
- [納富・ソフィストとは誰か（2006）]
- 納富信留『ソフィストとは誰か？』人文書院（2006/09）
- [ハフト・法律学習法（1992）]
- フリチョフ・ハフト／平野敏彦訳『レトリック流法律学習法』〔レトリック研究会叢書2〕木鐸社（1992年）
- [平井・議論の構造（1989）]
- 平井宜雄『『議論の構造』と『法律論』の性質－法律学基礎論覚書2』（1989）平井宜雄

- 『法律学基礎論の研究－平井宜雄著作集 I』有斐閣（2010）63-92 頁所収  
[福澤・議論のレッスン（2002）]  
福澤一吉『議論のレッスン』生活人新書・NHK 出版（2002/04）  
[福澤・議論のルール（2010）]  
福澤一吉『議論のルール』NHK ブックス（2010/5/26）  
[プラトン・ゴルギアス]  
プラトン（加来彰俊訳）『ゴルギアス』岩波文庫（1967）  
[プラトン・パイドロス]  
プラトン（藤沢令夫訳）『パイドロス』岩波文庫（1967）  
[プラトン・メノン（1994）]  
プラトン（藤沢令夫訳）『メノン』岩波文庫（1994/10/17）  
[ペレルマン・説得の論理学（1980）]  
カイク・ペレルマン（三輪正訳）『説得の論理学－新しいレトリック－』理想社（1980）  
[ペレルマン・法律家の論理（1986）]  
カイク・ペレルマン（江口三角訳）『法律家の論理－新しいレトリック－』木鐸社（1986）  
[法教育研究会・法教育の普及・発展を目指して（2004）]  
法教育研究会報告書『我が国における法教育の普及・発展を目指して－新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために－』  
<http://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf>  
[松浦・ラングデル法学（1981）]  
松浦好治「‘Law as Science’論と 19 世紀アメリカ法思想(1)～(3)－ラングデル法学の意義－」中京法学 16 巻 2 号（1981）50-76 頁，中京法学 16 巻 4 号（1982）24-53 頁，阪大法学 125 号（1982）51-86 頁  
[吉田・子供がやる気を出す（2011）]  
吉田たかよし『子供がやる気を出す過程の秘密－成績がみるみる上がる吉田式テクニック』角川 one テーマ 21（2011 年 12 月）  
[米倉・ロー・スクール 1 年生の教え方（2003）]  
米倉明「ロー・スクール 1 年生（法学未修者）に対する民法の教え方－ひとつの覚書－」日弁連法務研究財団『法科大学院における教育方法』商事法務（2003）1-24 頁  
[ルブール・レトリック（2000）]  
オリヴィエルブール（佐野泰雄訳）『レトリック』文庫クセジュ（2000）  
[渡邊・会計学の誕生（2017）]  
渡邊泉『会計学の誕生－複式簿記が変えた世界』岩波新書（2017/11/21）